関連資料

廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反（抜粋）

「第 14 条の３の２第１項第４号」の規定（抜粋）

第 14 条の３の２　都道府県知事は、産業廃棄物収集運搬業者又は産業廃棄物処分業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消さなければならない。

四　第 14 条第５項第２号イ又はハからホまでのいずれかに該当するに至ったとき（前３号に該当する場合を除く。）。

「第 14 条第５項第２号イ」の規定（抜粋）

第 14 条

５　都道府県知事は、第１項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

二　申請者が次のいずれにも該当しないこと。

イ　第７条第５項第４号イからチまでのいずれかに該当する者

「第７条第５項第４号ロ」の規定（抜粋）

第７条

５　市町村長は、第一項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

四　申請者が次のいずれにも該当しないこと。

ロ　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者